

# 基本仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度（2026年度）熊本産品プロモーション事業業務委託

## 2 目的及び概要

熊本の豊富で高品質な農水産物や加工品（以下、「熊本産品」という。）の高付加価値化、ブランド化により、販路拡大を推進し、農漁業者等の所得向上を通じた地域経済の活性化を図る。また、民間企業や農漁業者と連携し、年間を通じたプロモーションを実施することで、大消費地に向けてくまもとの農と食の魅力を効果的に発信し、熊本産品の流通拡大を図るとともに、事業終了後も継続的な取引や支援に繋がるような施策を実施する。

## 3 主な業務 ※詳細は、「9 業務委託内容」を参照のこと。

- (1) 大消費地における期間限定アンテナショップ展開
- (2) 飲食店等を活用したプロモーション展開
- (3) 継続取引に繋がるバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏（※1）の農漁業者、農業協同組合、漁業協同組合、食品関連事業者等とのマッチング機会の提供
- (4) 各販路におけるマーケティング調査  
アンテナショップ、プロモーション、マッチング等において、熊本産品に関する消費者及びバイヤーの意見・ニーズを聞き取り調査し、大消費地での継続取引に繋がる情報のとりまとめを行うこと。

## 4 場所

委託者が指定する場所

## 5 業務委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 6 提案上限額

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

## 7 業者選定

本事業の受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

## 8 委託業務に係る留意事項

- ・本事業で使用する熊本産品は、(参考資料)「熊本市の農業と水産業」を参考に出荷最盛期を踏まえ、提案すること。なお、熊本産品を原料として使用した加工品の取扱いも可とするが、取り扱う熊本産品は主に農水産物を基本とする。
- ・事業終了後も継続的な取引や支援に繋がるような提案を行うこと。
- ・実施に必要となる経費については、全て委託費の範囲内で対応すること。
- ・提案にあたり、本事業の効果を測る適切な数値(売上目標金額、本事業における支援対象者数、マッチング機会の提供数等)を設定すること。

## 9 業務委託内容

### (1) 大消費地における期間限定アンテナショップ展開

百貨店やスーパーマーケット等において、熊本の旬の農水産物や加工品を取扱う期間限定のアンテナショップを開催すること。なお、開催にあたっては、継続取引へ発展することを前提とした内容を提案すること。

- ア 具体的な場所や期間、取扱品目、売上目標を含めて提案すること。
- イ 売上目標は800万円以上とすること。
- ウ 主に大口取引に繋がるような内容とすること。

### (2) 飲食店等におけるプロモーション展開

小ロット小口での取引が可能な飲食店等において、熊本の旬の農水産物や加工品を取扱う期間限定のフェア等を実施し継続取引へと繋がる内容を提案すること。

- ア 具体的な場所や期間、取扱品目等を含めて提案すること。
- イ 小規模生産者も参加しやすい内容とすること。

### (3) 継続取引に繋がるバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏の農漁業者、農業協同組合、食品関連事業者等へのマッチング機会の提供や、バイヤー等の産地訪問、商談会等を開催し、商談成立のためのサポートを実施すること。

- ア 熊本産品の継続的な取扱の検討が可能なバイヤー等の開拓と、熊本連携中枢都市圏(※1)の農漁業者、農業協同組合、食品関連事業者等とのマッチングや商談会、産地訪問などを行うこと。販路拡大や継続取引に効果的な内容を提案すること。

#### ※1 「熊本連携中枢都市圏」について

熊本連携中枢都市圏の構成市町村は、熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、

御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、山鹿市、玉名市、荒尾市、南関町、長洲町、和水町

- イ バイヤー等への謝礼、旅費、宿泊費等は委託費で負担すること。参加事業者の募集や取りまとめ、バイヤーや会場の手配等、開催にあたり必要な準備を全て行うこと。サンプル提供が必要な場合は、購入等、手配・調整を行うこと。マッチングへの参加事業者等の交通費等は自己負担とする。
- ウ マッチングにあたって、参加者への連絡、日時等の調整を行うとともに、面談の内容や商談結果について、隨時報告すること。
- エ 参加する農漁業者、事業者等からの個別の相談等については、適宜対応すること。また、相談内容については隨時報告すること。

#### (4) 各販路におけるマーケティング調査

- ア 本事業における各販路において、消費者及びバイヤー等の関係者に対し、熊本產品をテーマとしたアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの具体的な内容については、市と協議して決定すること。
- イ 上記にて実施したアンケート調査の結果を分析し、整理した事項をまとめ報告書を提出すること。なお、来年度以降の事業の参考となるような内容とすること。

#### (5) 共通事項

- ア 熊本產品の認知度向上、ブランド力向上及び継続取引に繋がるような内容を提案すること。
- イ 参加事業者の募集や取りまとめ等、事業実施にあたり必要な準備をすべて行うこと。
- ウ 事業実施にあたり、対象者に向けた事業説明会を実施すること。また、会場の手配や資料作成等を行うこと。
- エ 取扱う熊本產品については、可能な限り、熊本連携中枢都市圏の產品とすること。また、各事業実施時に取扱う熊本產品については、市と協議のうえ、決定すること。さらに、旬の時期を踏まえ、年間を通した熊本產品の魅力発信ができるような内容とすること。
- オ 本事業を実施する際は、市と事前協議のうえ、インターネットや紙媒体等、多様なメディアを活用した効果的なプレスリリースやPRを行うこと。また、発信した情報（記事や映像等）については、全てクリッピングして隨時提出すること。
- カ 各事業実施時は、本市が作成した観光ポスター等の掲示、パンフレットの設置を併せて行い、熊本への誘客を図ること。
- キ 各事業間での連動や同時実施も可能。会場の手配、参加者の募集や受付、面談のセッティング、スケジュール調整等を行うこと。

- ク 本事業における取引状況や熊本産品の売上等は、定期的に電子メール等、データで提出すること。（品目別、販売先別のデータとすること。）
- ケ 熊本市東京事務所とも可能な限り連携し、熊本産品のPRを行うこと。
- コ レシピ、画像、肖像権等の権利の取扱いについては、市と事前に協議すること。プロモーションにおいて、芸能人は活用しないこと。インフルエンサー、シェフ等の活用は可能。
- サ 試作、試食・試飲用の材料や、資材については、購入やレンタル等、手配・調整を行うこと。各種申請が必要な場合は、取りまとめて行い、イベントを行う場合は、イベント保険に加入すること。会場の設営・撤去等を行うこと。屋外の場合、必要に応じて警備員を配置すること。
- シ 熊本産品のPRについては、熊本連携中枢都市圏の農漁業者や食品関連事業者、自治体、農業協同組合、漁業協同組合等と連携について検討すること。
- ス 会場等の手配、熊本産品や器材等の準備、関係者との調整を行うこと。また、参加者を募集する場合は、参加受付など取りまとめを行うこと。実施した内容についても、SNSやメディア等を活用し、取組を事後紹介すること。
- セ 参加事業者の募集については、広く募集を行い事業者にとって参加しやすい仕組みとすること。
- ソ 本事業に参加する参加事業者に対し、販促のための支援を実施すること。また、事業終了後には、売上実績や消費者・バイヤーの評価等を踏まえたフィードバックを行い、次年度以降の改善に資するフォローアップを実施すること。

#### (6) 事業成果検証及び報告書作成等

本事業成果を検証し、以下により、事業実施に係る報告書及びマーケティング調査結果に関する報告書の作成を行うこと。なお、作成に当たっては、参加事業者からヒアリングを行うなどして、事業成果を検証すること。

##### ア 報告内容

- (ア) 本事業に係る実施結果、次年度以降に向けた課題等の整理及びその解決策の提案
  - (イ) 参加事業者からのヒアリング等の集計結果、アンテナショップ等の開催実績、売上や販路拡大に係る実績や波及効果についての定量的な評価
  - (ウ) 本事業における熊本連携中枢都市圏の自治体別参加者数、マッチングや個別相談対応内容について、その他委託業務の実施内容に関するもの
  - (エ) 各販路におけるマーケティング調査結果に関する報告書

##### イ 報告書の提出方法

原則として、様式は任意とする。なお、冊子ではなくファイル綴じでも可。  
紙ベース 5部及び電子データ

#### ウ 成果品の提出期限

令和9年（2027年）3月31日までに熊本市農業政策課農水ブランド戦略室に提出すること。

#### 10 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（本市及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

#### 11 苦情等の処理及び報告の義務

委託業務における事故・トラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。また、事故・トラブル等が発生した場合は、すみやかに本市に報告すること。

#### 12 個人情報取り扱い特記事項

- (1) 個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業上知りえた情報を事業終了後利用してはならない。

#### 13 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された事業者と本市との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 本業務に必要な資料等の収集は、受託者が行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議及び打ち合わせを行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議し実施するものとする。

（参考資料）

「熊本市の農業と水産業」

[https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=2821&class\\_set\\_id=2&class\\_id=145](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2821&class_set_id=2&class_id=145)

「熊本市農水局フェイスブック」

<https://www.facebook.com/kumamotocity.nousui/>